

# I. エステティックの定義

---

## 1. エステティック業の定義

### (1) 日本エステティック振興協議会によるエステティックの定義

「エステティック」とは、一人ひとりの異なる肌、身体、心の特徴や状態を踏まえながら、手技、化粧品、栄養補助食品および、機器、用具、等を用いて、人の心に満足と心地よさと安らぎを与えるとともに、肌や身体を健康的で美しい状態に保持、保護する行為をいう。

#### <参考>

◇総務省「日本標準産業分類」で定められた定義

分類番号（小分類番号789 細分類番号7892）エステティック業

※分類番号は平成19年11月に改定され、現在は上記の番号です。

「手技又は化粧品・機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術を行う事業所をいう。」

◇特定商取引に関する法律（以下、特定商取引法）で定められた定義

「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行うこと。」

## 2. エステティックサロンの定義

「エステティックサロン」とは、エステティックを行う施設をいう。

## 3. エステティシヤンの定義

「エステティシヤン」とは、エステティックを行う技術者をいう。